

議案第24号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の各号の表に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 高齢者及び身体障がい者に対する電話の貸与事業に基づき本市が貸与した電話の使用に係る費用に係る債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる事業ごとに当該各号の表に掲げる使用に係る費用の額の合計金3,633,631円及びこれらに対する遅延損害金

(1) 高齢者に対する電話の貸与事業

	債務者名	使用に係る費用の額
1	平尾 みゆき	金120,470円
2	粕川 利之	金37,776円
3	河村 清子	金104,580円
4	窪田 良子	金34,318円

(2) 身体障がい者に対する電話の貸与事業

	債務者名	使用に係る費用の額
1	今池 清一	金61,585円
2	尾池 幹子	金470,758円
3	岡本 幸次	金100,751円
4	香西 幸雄	金967,118円

5	籠本 義夫	金33,940円
6	川本 徳子	金40,100円
7	栗山 正勝	金298,313円
8	小村 アキ	金62,282円
9	坂本 春枝	金174,290円
10	坂本 博章	金42,940円
11	鈴木 公郎	金260,054円
12	堀 篤子	金49,280円
13	吉田 孝子	金113,729円
14	盧 京子	金661,347円

- 4 放棄の理由 債務者らの存否が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

高齢者及び身体障がい者に対する電話の貸与事業に基づき本市が貸与した電話の使用に係る費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。